明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部を改正する省令（文部科学三六）　一

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府五一）　一

〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務五四四）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同五四五～五四九、五五一～五五四）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同五五〇）
○日本国に帰化を許可する件（同五五五）
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五四一）　三
○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学一七七）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（農林水産一六二〇）
○保安林の指定をする件（同一六二一～一六二八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二三五～一二三七）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一二七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局一二六、一二七）　七

〔国会事項〕
国家試験
平成二十一年度特別支援学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　七

〔人事異動〕
内閣　国土交通省　気象庁　七

〔叙位・叙勲〕
諸事項　七

〔皇室事項〕
有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続終了決定関係　八

〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示八、東京同三、福井同二～五、愛媛同五）　八

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十一年九月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続終了決定関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○文部科学省令第三十六号

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十号）附則第二条の五の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

文部科学大臣　川端　達夫

独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学術振興会に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（共通事項の経理）

第二条の二　振興会は、振興会法附則第二条の五の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第五十一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政運営担当」の項中12を13とし、7から11までを一ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　地域主権戦略会議の事務に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十一年十一月十七日から施行する。